

法人貯金口座を開設されるお客様へ（お知らせ）

近年、法人の貯金口座等における詐欺や不法な商行為等による金融被害が拡大していることから、「金融庁による金融機関への指導」や「犯罪収益移転防止法改正」が行われております。

このことを受け、当JAでは、マネー・ローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心して利用者にJAを利用していただくため、各種法人の貯金口座開設に際しては、2023年4月以降下記の通り対応させていただきますのでご了承ください。

記

貯金口座開設について所定の審査を実施するため、下記の確認書類を提出お願いします。

ご回答までに2週間程度お時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。

各種法人の貯金口座を開設されるお客様

お持ちいただくもの（原本をお持ちください）	確認する事項
発行後6ヶ月以内の登記事項証明書・印鑑登録証明書	法人の名称、本店や主たる事務所の所在地
発行後6ヶ月以内の登記事項証明書、定款	法人の事業内容
来店された方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）	来店された方の氏名・住所・生年月日

※上記書類に基づき、口座開設目的や事業内容、実質的支配者、その他についてお尋ねいたします。

審査の過程で追加書類をお願いする場合があります。

（注）営業所等が鶴岡市・庄内町・三川町地域（当組合管内）にない法人等については、原則貯金口座の開設をお断りしております。

2023年3月 庄内たがわ農業協同組合

貯金口座を新規開設されるお客様へ（お知らせ）

当 JA では、マネー・ローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心して利用者に JA を利用していただくため、下記のお客様の貯金口座開設に際しては、2023 年 4 月以降下記の通り対応させていただきますのでご了承ください。

記

下記に該当するお客様の口座開設については、ご回答までに 2 週間程度 お時間をいただく場合がございますのでご了承ください。

1. 申込時すでに当 JA に普通貯金口座等開設済みのお客様

2. 鶴岡市・庄内町・三川町以外の地域にお住いのお客様 ※鶴岡市・庄内町・三川町については当組合管内の地域

3. 個人事業用口座（営農用含む）を開設されるお客様

4. 各種団体のお客様

（注）所在地等が鶴岡市・庄内町・三川町地域（当組合管内）にない団体等については、原則貯金口座の開設をお断りしております。

1 及び 2 に該当する貯金口座の開設には、本人確認資料（免許証・マイナンバーカード等）が必要となります。

3 及び 4 に該当する貯金口座の開設には、当 JA の指定する書類（次ページに記載の書類）が必要となります。

書類を提出していただけない場合や審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合があります。

2023 年 3 月 庄内たがわ農業協同組合

貯金口座開設に当たりご提出いただく書類等

個人事業用貯金口座を開設されるお客様

本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）に加え下記の書類

個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）（写し）	受付印のあるもの	左の書類のうち1点
所得税の青色申告承認申請書（写し）	受付印のあるもの	
個人事業開始申告書（写し）	受付印のあるもの	
各行政機関発行の許認可証（写し）		
各種契約書（業務委託契約書、不動産賃貸借契約書（不動産業）、売買契約書等の事業運営にかかる契約書）（写し）	捺印のあるもの	

上記を提出できない場合

確定申告書（写し） 国税・地方税の納税証明書（写し） いずれか1点	並びに	会社案内、パンフレット・チラシ、請求書など事業内容が確認できる書類（写しまたは原本）
--------------------------------------	-----	--

各種団体の貯金口座を開設されるお客様

規約等	団体の名称、所在地、設立年月日、活動目的、代表者、意思決定の方法等のわかるもの
来店された方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）	

審査の過程で追加書類をお願いする場合があります